

消費税（国税）・地方消費税（県税）

消費税は、物品やサービスの売上げが課税の対象となります。その際、消費税の納税義務者は、建設、製造、卸、小売り、サービス業等の各事業者ですが、税金は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することとなります。

また、取引の各段階において仕入れに係る税額の控除をすることができ、生産、流通の過程で税が二重三重にかからない仕組みとなっています。

不動産については、家屋の譲渡、仲介手数料、建築工事費等は課税の対象とされ、土地の譲渡と貸付け、居住用家屋の貸付けについては、原則として非課税とされていますが、次のような場合には課税されます。

1. 駐車場として地面の整備やフェンス・区画等の設置を行っているものを貸す場合の地代（駐車場使用料：土地の貸付けでなく、施設の貸付けとなるため）
2. 貸付期間が1月に満たない一時使用の土地又は居住用家屋の貸付け
3. 事業用建物の賃貸借契約の締結や更新に伴う保証金、権利金、敷金又は更新料などのうち、返還しないもの

■消費税の軽減税率制度の概要

○令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月1日から消費税等の税率は、以下のとおり、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

区分	適用時期	令和元年10月1日から	
	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税率の17/63)	2.2% (消費税率の22/78)	1.76% (消費税率の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

(注) 消費税等の軽減税率は、令和元年9月30日までの税率と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

○軽減税率の対象品目は次の①及び②の品目を対象としています。

①酒類・外食等を除く飲食物品

②定期購読契約が締結された一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞

■税額の計算方法

【令和元年9月30日以前（旧税率）】

$$\left(\text{課税売上高} \times 6.3\% \right) - \left(\text{課税仕入高} \times 6.3\% \right) = \text{消費税額}$$

$$\text{消費税額} + \left(\text{消費税額} \times \frac{\text{地方消費税税率}}{17/63} \right) = \text{納付税額}$$

【令和元年10月1日以降】

$$\text{課税売上げに係る消費税額(売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)} = \text{消費税額}$$

$$\text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる課税売上高} \times 7.8\% \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる課税売上高} \times 6.24\% \right)$$

$$\text{仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる課税仕入高} \times 7.8\% \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる課税仕入高} \times 6.24\% \right)$$

$$\text{消費税額} + \left(\text{消費税額} \times \frac{\text{地方消費税税率}}{22/78} \right) = \text{納付税額}$$

なお、納税の義務がある事業者で納付税額がマイナスとなった場合には、還付を受けることができます。

■中小事業者等に対する特例措置

1. 免税事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、「免税事業者」といい、納税の義務が免除されます（納税の義務がある事業者は「課税事業者」といいます）。

ただし、基準期間がない法人のうち、事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の新設法人の設立当初2年間については、納税義務を免除しないこととされています。

また、平成25年1月1日以後に開始する年（法人の場合は事業年度）については、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、その課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

このほか、免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を事前に所轄税務署に提出することによって課税事業者となることがありますが、2年間継続する必要があります。

2. 簡易課税制度

課税事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出し、その選択した課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者のみ適用できます。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、2年間継続する必要があります。

【令和元年9月30日以前（旧税率）】

$$\left(\text{課税売上高} \times 6.3\% \right) - \left(\text{課税売上高} \times 6.3\% \times \text{みなし仕入れ率} \right) = \text{消費税額}$$

$$\text{消費税額} + \left(\text{消費税額} \times \frac{\text{地方消費税率}}{17/63} \right) = \text{納付税額}$$

【令和元年10月1日以降】

$$\text{課税売上げに係る消費税額(売上税額)} - \left(\text{売上税額} \times \text{みなし仕入れ率} \right) = \text{消費税額}$$

$$\text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる課税売上高} \times 7.8\% \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる課税売上高} \times 6.24\% \right)$$

$$\text{消費税額} + \left(\text{消費税額} \times \frac{\text{地方消費税率}}{22/78} \right) = \text{納付税額}$$

みなし仕入れ率

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業）	80%
第3種事業（製造業等）	70%
第4種事業（その他）	60%
第5種事業（サービス業等）	50%
第6種事業（不動産業）	40%

※ 2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、事業種類ごとの課税売上高に係る消費税額にそれぞれのみなし仕入れ率を掛けて計算します。

■申告期限と納税

1. 個人の事業者は、1月1日から12月31日までの分を翌年の3月31日までに税務署に申告して納めます。
2. 法人は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。